

社会福祉法人多摩市社会福祉協議会 車椅子貸出規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人多摩市社会福祉協議会（以下「多摩市社協」という。）が所有する車椅子の貸出について必要な事項を定め、地域福祉の向上に寄与することを目的とする。

(対象)

第2条 この事業の対象者は、市内に住所を有する者であって、次の各号のいずれかに該当する者（以下「使用者」という）又は使用者を介助する者であること。

- (1) 歩行困難な高齢者
- (2) 身体障がい者
- (3) 疾病、傷病等により一時的に歩行困難な者
- (4) 前号に定めるもののほか、会長が特に必要と認めた者

2 車椅子は、前項の対象者が日常生活において介助、通院、外出、旅行等の用途に、一時的又は短時間利用するとき貸し出すこととする。

(貸出期間等)

第3条 車椅子の貸出期間は1回1ヶ月以内とする。

2 車椅子の貸出料は、無料とする。

(貸出手続)

第4条 車椅子の貸し出しを受けようとする者（以下「借受者」という）は、車椅子貸出申込書（様式第1号）を会長に提出し、許可を得なければならない。

2 車椅子の借り受け、又は返還の際の運搬およびそれに要する経費は、使用者又は借受者の責任で行うものとする。

(弁償)

第5条 会長は、車椅子の貸し出しを受けた者が車椅子を紛失、破損等した場合は現品又は金銭をもって弁償させることができる。

(使用上の責務)

第6条 使用者及び借受者は、貸出車椅子による事故等について自らの責務により処理、解決しなければならない。

(委任)

第7条 この規程に定めのない事項については、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成17年12月1日から施行する。

附 則（平成26年度第5回評議員会一部改正）

この規程は、平成27年4月1日より施行する。